

平成28年度
苓北町財務書類
(基準モデル)

平成30年3月

目 次

I 苓北町の財務書類の公表について

1	新地方公会計制度の概要	2
2	苓北町の取り組み	2
3	基準モデルの特徴	2
4	作成基準日	3
5	作成対象とする範囲	3

II 苓北町の財務書類について

1	貸借対照表	4
2	行政コスト計算書	5
3	純資産変動計算書	6
4	資金収支計算書	7

I 苓北町の財務書類の公表について

1 新地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

2 苓北町の取り組み

こうした状況の中、苓北町では、平成22年度決算から、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）で示された「基準モデル」により、固定資産台帳の整備を行いました。そのうえで一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合等の関係団体等も含む連結ベースの財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても苓北町の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

3 基準モデルの特徴

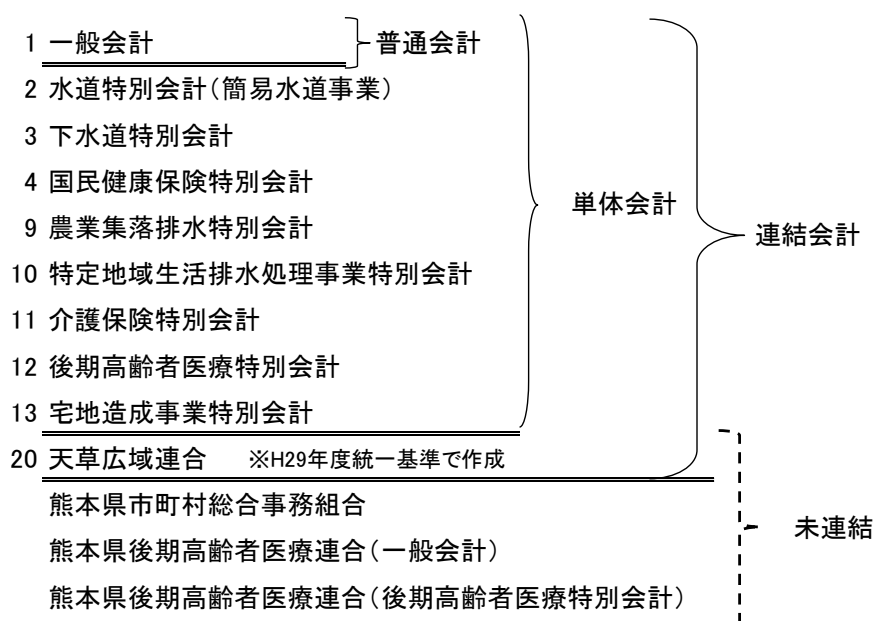
新地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示しています。「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

財務書類を作成する目的は、現金収支以外を含めた財政状況を把握し、財政の健全化を進めることであり、信ぴょう性が高く、事後の検証が可能な基準モデルが最適なものと考え、苓北町では「基準モデル」により作成を行っています。

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の平成28年度決算分では平成29年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲 会計区分



※単体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、単体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

※一部事務組合・広域連合に関しましては、財務4表の提供があった団体のみを連結対象としています。

※今年度は、苓北町が基準モデルで作成、天草広域連合が統一的な基準で作成と異なる基準で作成しているため連結会計は作成しておりません。

II 苓北町の財務書類について

1 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握ができません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

貸借対照表		(単位:千円)			
資産の部	普通	単体	負債の部	普通	単体
1.金融資産	1,339,094	1,530,471	1.流動負債	664,415	950,696
(1)資金	201,476	248,536	(1)地方債(短期)	601,354	884,972
(2)未収金	11,640	25,546	(2)賞与引当金	45,052	47,714
(3)貸付金	48,650	48,650	(3)その他	18,009	18,009
(4)その他債権	0	0			
(5)貸倒引当金	-425	-832	2.非流動負債	8,115,569	11,283,394
(6)有価証券	13,800	13,800	(1)地方債	7,310,919	10,478,744
(7)出資金	28,362	28,362	(2)退職給付引当金	804,650	804,650
(8)基金・積立金	1,015,412	1,146,229	(3)その他	0	0
(9)その他の投資	20,180	20,180			
			負債合計	8,779,984	12,234,089
2.非金融資産	27,721,209	36,162,073	純資産の部		
(1)事業用資産	12,252,365	12,299,659			
(2)インフラ資産	15,468,845	23,862,414	純資産合計	20,280,320	25,458,454
資産合計	29,060,304	37,692,544	負債及び純資産合計	29,060,304	37,692,544

用語解説

- ① 資金 ……手元現金や普通預金など
- ② 未収金 ……税金や使用料などの未収金
- ③ 貸倒引当金 ……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額（不納欠損額）を見積もったもの
- ④ 出資金 ……出資金など
- ⑤ その他の投資 ……出捐金など
- ⑥ 事業用資産 ……公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産（例：庁舎、学校、公民館、町営住宅、福祉施設など）

- ⑦ インフラ資産……社会基盤となる資産（例：道路、橋、公園、上下水道施設など）
- ⑧ 流動負債……1年以内に償還する地方債などの負債
- ⑨ 非流動負債……翌年度以降に償還すべき地方債などの負債
- ⑩ 公債……自治体が資産形成する時などに発行する地方債
- ⑪ 賞与引当金……基準日において、次回のボーナス時に賞与として職員に支払わなければならない額
- ⑫ 退職給付引当金……退職金として全職員に支払う金額について、職員の勤務期間に従った見積額

2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職給付引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常費用は、受益者負担以外の町税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、町の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

（単位：千円）

行政コスト計算書	普通	単体
経常費用	4,867,086	6,844,424
1.人件費	839,047	903,610
2.物件費	1,370,741	1,431,754
3.経費	478,301	614,488
4.業務関連費用	89,207	189,864
5.移転支出	2,089,790	3,704,708
経常収益	169,636	499,204
1.業務収益	85,500	402,409
2.業務関連収益	84,136	96,795
純経常行政コスト （経常費用 - 経常収益）	4,697,450	6,345,221

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

用語解説

- ① 人件費 ……職員給与や議員報酬、退職給付費用など
- ② 物件費 ……備品や消耗品、施設等の維持修繕にかかる経費や事業用資産の減価償却費など
- ③ 経費 ……委託料や使用料、旅費、手数料、広告料など
- ④ 業務関連費用 ……地方債や一時借入金の償還利子など
- ⑤ 移転支出 ……住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など
- ⑥ 業務収益 ……公共施設の使用料や、証明書の発行手数料など
- ⑦ 業務関連収益 ……利子及び配当金、財産売払収入など

3 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、期末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

また、「純経常行政費用」の額は、行政コスト計算書の「純経常行政コスト（経常費用－経常収益）」の額と一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

行政コスト計算書には計上されていない税収や移転収入（国県支出金等）が本表の財源の調達欄に計上され純経常費用をまかないます。

純資産変動計算書	（単位：千円）	
	普通	単体
期首純資産残高	20,990,686	26,219,685
純経常行政費用	-4,697,450	-6,345,221
直接資本減耗（インフラ資産）	-513,872	-855,915
財源調達	4,498,647	6,437,597
地方税	1,783,001	1,783,001
社会保険料	0	356,733
移転収入(他会計移転収入)	6,289	0
移転収入(補助金等)	2,658,239	3,439,643
移転収入(その他移転収入)	51,118	858,220
その他変動	2,309	2,309
期末純資産残高	20,280,320	25,458,454

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

用語解説

- ① 期首純資産残高 ……前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

- ② 純経常費用……………行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純経常費用」と一致）
- ③ その他の変動……………除却した資産の帳簿価格や、再評価で発生する損益など

4 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、経常的収支・資本的収支・財務的収支の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、期末資金残高は、貸借対照表の金融資産の資金の金額と一致します。

経常的収支は、日常の行政サービスを行ううえでの収入と支出を表しています。資本的収支は、資産形成に関する収入と支出を言います。財務的支出とは、地方債等の借入や償還に関する支出を言います。

資金収支計算書		(単位:千円)	
	普通	単体	
1.経常的収支	323,732	691,379	
経常的支出	4,343,669	6,244,803	
経常的収入	4,667,400	6,936,182	
2.資本的収支	-243,184	-281,512	
資本的支出	425,033	477,136	
資本的収入	181,849	195,623	
基礎的財政収支	80,548	409,867	
3.財務的収支	-54,259	-398,771	
財務的支出	692,067	1,061,839	
財務的収入	637,807	663,067	
当期収支	26,288	11,095	
期首資金残高	175,188	237,441	
期末資金残高	201,476	248,536	

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

用語解説

- ① 基礎的財政収支 ……公債の元利償還額を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものです。これがプラスになっている場合は持続可能な財政運営であるといえます。